

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間 : 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

事業所の名称	株式会社グリーンウインド
事業所の住所	〒647-0014 和歌山県新宮市浮島1番35号

①派遣労働者の数	52名
②労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	7社
③労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間あたりの額）	10,800円
④派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	8,080円
⑤マージン率（派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合）	25.2%
⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
・キャリアコンサルティング	事務所内に相談窓口設置
・教育訓練内容 （賃金支給あり、派遣労働者負担なし）	ビジネスマナー OA機器操作 資格取得支援
⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	福利厚生：定期健康診断、 慶弔休暇制度有り

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	令和5年3月31日